

熊本県公報

第 1 1 9 9 2 号 平成 23 年 3 月 15 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

	古		亦																																
	上鹿者																																		1
	宇書章	自	立	支	援	法	に	基	づ	<	事	業	者	Ø	辞	退		٠.		•					•	(障	害	者	支	援	総	室)		1
	かり おいりゅう ちょうしゅう いっぱい おいしゅう おいし おいし しゅう おいし しゅう かいしん しゅう	自自	立	支	援	法	に	基	づ	<	事	業	者	Ø	廃	止		٠.	٠.	•		• •		• •	• •	(")		2
	章害者	自		支	援	法	に	基	づ	<	事	業	者	Ø	指	定		٠.	٠.	•		• •		• •		(")		2
	公		告																																
○ 者	1市議地地	一画	法	に	ょ	る	開	発	行	為	工	事	完	了	公	告		٠.	٠.	•	• •	• •		• •				• •	٠	(建	築	課)		2
	色議行	う 為	\mathcal{O}	予	告		٠.		٠.	٠.		• •	٠.		٠.	٠.		٠.	٠.	•	• •	• •	• • •			• •	•	(労	働	雇	用	課)		2
ΟĦ	上地改	て良	区	清	算	人	\mathcal{O}	就	職	\mathcal{O}	公	告	• •		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	•	• •	• •	(農	村	計	画	•	技	術	管	理	課)		3
○ ½	奥地久	し分	• •	• •	• •			٠.	٠.	• •	• •	• •	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	• •	•	• •					•	(農	村	整	備	課)		3
	見営 コ	: 地	改	良	事	業	計	画	0)	変	更	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	•	• •	• •	(農	村	計	画	•	技	術	管	理	課)		4
○ ½	奥地 東地営 地 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	↳分			٠.							• •								•	• •	• •		• •			•	(農	村	整	備	課)		4
							٠.				٠.	• •	• •		٠.		٠.	٠.	٠.	• •	• •	• •		• •			• •	(労	働	雇	用	課)		4
		載																																	
\bigcirc $$	区成2	2年	度	鹿	本	地	域	保	健	医	療	推	進	協	議	会	Ø	開	催																
						• •							• •						•								医	療	推	進	協	議	会)		5
\bigcirc \overrightarrow{A}	区成2	2年	度	第	2	旦	歷	本	地	域	保	健	矢	療	推	進	協	議	会	救	急	、医	療	専	門										
音	『会 ∂) 開	催		• •	٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	• •	٠.		٠.	٠.		٠.	•	("			_		_)		5
																										• •	•						会)		5
○貧	[本]	・職	員	\mathcal{O}	任	用	に	関	す	る	規	剘	の		部	を	改	正	す	る	規	. 則	• •				•	(人	-	-	員	会)		6
	[本]																											_(")		6
	長本児													料	収	納	事	務	委	託	•	• •		•	(病	院	局	総						6
ΟŽ	て化貝	1保	護	審	議	会	0	会	議	\mathcal{O}	開	催	٠.		• •			٠.	٠.	•	• •			٠.,			٠. ٠		٠.	(文	化	課)		7
○ 食	本県本県	道	路	交	通	規	則	0		部	を	改	正	す	る	規	則	٠.	٠.	•	• •	• • •		(警	察	本	部	交	通	規	制	課)		7
○貧	長本児	暴	力	寸	排	除	条	例	施	行	規	則					٠.			•	• •	(警	察	本	部	組	織	犯	罪	対	策	課)		8
	长本り									32	条	第	5	項	\mathcal{O}	規	定	に	基	づ	<	意	見	聴	取										
	つ実が											٠.								•	٠.	(")	3	39
	長本県																					委	員	会	0										
	F務 ∅																					(")		55
04	く安る	員	会	\mathcal{O}	掲	示	板	\mathcal{O}	場	所	\mathcal{O}	告	示									(")	5	55

告 示

熊本県告示第265号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 山鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 山鹿都市計画下水道事業山鹿公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和44年12月9日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

熊本県告示第266号

一障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条の規定により次の特定旧法指定施設等から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。 平成23年3月15日

		熊本県	知事 蒲 島 神	郭 夫
事業所の名称及び	事業者の名称、主たる	指定辞退年月	事業所番号	サービス
所在地	事務所の所在地及び代	日		の種類
	表者の氏名			
熊本菊陽学園	社会福祉法人 菊陽会	平成23年	4312210018	知的障害
菊池郡菊陽町大字	菊池郡菊陽町大字曲手	5月31日		者通所授
曲手811番地	8 1 1 番地			産施設
	田中 健二郎			

熊本県告示第267号
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により次の指定 障害福祉サービス事業者等から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示 する。 平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び	事業者の名称、主たる	廃止年月日	事業所番号	サービス
所在地	事務所の所在地及び代			の種類
	表者の氏名			
就労支援事業所	社会福祉法人 八代愛	平成23年	4310200268	就労移行
ステップ 1	育会	3月31日		支援
八代市大村町29	八代市二見本町240			
9 - 1	古田 利成			

熊本県告示第268号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害 福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成23年3月15日

		熊本	県知事 蒲 島	郁 夫
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
社会福祉法人グリー	社会福祉法人グリ	平成23年	4310400272	居宅介護・
ンコープふくしサー	ーンコープ	3月1日		重度訪問介
ビスセンターさくら	福岡市博多区博多			護
んぼ玉名	駅前一丁目5番1			
玉名市立願寺434	号			
	行岡 良治			

公 告

熊本県公告第131号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 上益城郡嘉島町大字鯰字杉ノ本2016番1の一部
- 331.05平方メートル 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 上益城郡嘉島町大字鯰2744番地1 岡 浩志

熊本県公告第132号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により健康保険病院

労働組合八代総合病院支部支部長から平成23年2月23日付けで次のとおり争議行為を 行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10 条の4第4項の規定により公表する。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

争議行為の目的

次の要求内容の完全獲得

- 3回以上の契約更新をした臨時職員については、希望に応じて正規雇用とするこ (1)
- (2)
- 一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた (3)再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病 院間でも再協定すること。
- 目標管理制度を撤回し、成果主義賃金への移行を行わないこと。 職種、年数ごとの賃金表を公開し、45歳以上の定期昇給を再開すること。 他の公的な医療機関との賃金格差をなくし、職員のモチベーションの向上、優秀 な人材の確保に努めること。
- 増員・賃金・労働条件の改善 (5)
- (6)
- 臨時職員に関する要求 患者サービス向上に関する要求 (7)
- 施設・設備の改善に関する要求 (8)
- その他の要求 (9)
- 争議行為の日時 2
 - 平成23年3月17日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 争議行為を行う場所 3
 - 健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 争議行為の概要

健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については 配慮する。

熊本県公告第133号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18 条第16項の規定により平成23年2月25日付けで解散を認可した天明新川土地改良区 の清算人が次のとおり就職した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用 する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成23年3月15日

能术旧知重 貟. 右区

		斯本泉知事 浦 島 肋 大 <u></u>
氏	名	住 所
志柿	茂喜	熊本市元三町二丁目6番3号
河上	正弘	熊本市美登里町345番地
後藤	英一	熊本市南高江四丁目2番7号
林田	徳一	熊本市奥古閑町4202番地
井上	恵一	熊本市護藤町2640番地
近藤	博寿	熊本市近見六丁目20番85号
中村	宣生	熊本市美登里町1261番地
園 田	賴昭	熊本市内田町637番地
松村	朋和	熊本市御幸西一丁目7番23号
伊藤	正一	熊本市御幸笛田五丁目4番31号
藤本	喜久生	熊本市川口町2793番地
森下	孝康	熊本市南高江一丁目4番37号
荒崎	直之	熊本市銭塘町1263番地1
永井	<u>典</u>	熊本市海路口町2410番地
長井	文夫	熊本市御幸木部三丁目6番1号

熊本県公告第134号

県営水俣・芦北地区(日添工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行っ

平成23年3月15日

熊本県知事 夫 蒲 島 郁

熊本県公告第135号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営御領北地区土地改良事業(農業用用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において 準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のよ うに縦覧に供する

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に異議申立てをすることができる。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類

変更後の県営御領北地区土地改良事業(農業用用排水施設)計画書の写し

縦覧期間

平成23年3月16日から平成23年4月13日まで

縦覧場所 天草市役所

熊本県公告第136号

県営羊角湾周辺2期地区(下平前田工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処 分を行った。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

熊本県公告第137号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により熊本県医療労 働組合連合会執行委員長から平成23年3月1日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通 知があったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定により公表する。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 争議行為の目的
 - 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡 (1)大反対
 - 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。 師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正及び福祉人材確保基本指針の実効
 - 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の廃止。患者負担増大反対。 医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
 - 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住 民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保 200万人以上看護体制を保障する大幅増員。夜勤交替制労働者の勤務時間は
 - 「一日8時間以内、週32時間、勤務間隔12時間以上」。長時間・2交替制勤務 反対。ILO看護職員条約の批准。准看護師養成停止、看護制度の一本化、2年課程通信制での各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立
 - 憲法9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派 兵・有事法制の発動反対。米軍基地の撤去、日米安保条約廃棄。核兵器廃絶、平和 と民主主義の擁護。消費税など大増税反対。TPP(環太平洋戦略的連携協定)参 加反対。国会議員定数削減反対
- 争議行為の日時 2
- 平成23年3月17日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 争議行為を行う場所

特定医療法人芳和会 くわみず病院(熊本市神水一丁目14-41)

特定医療法人芳和会 本部事務所 (熊本市神水一丁目14-41)

特定医療法人芳和会

熊本県民医連事務所(熊本市神水一丁目14-41) 平和クリニック(熊本市本荘二丁目15-18) 特定医療法人芳和会

くすのきクリニック (熊本市龍田五丁目1-41) 特定医療法人芳和会

特定医療法人芳和会特定医療法人芳和会 菊陽病院(菊池郡菊陽町原水字下中野 5 5 8 7) 水俣協立病院(水俣市桜井町二丁目 2 - 1 2)

特定医療法人芳和会 神経内科リハビリテーション協立クリニック(水俣市桜井町二 丁目 2-28)

特定医療法人芳和会 八代中央クリニック(八代市永碇町1361)

特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック (天草市丸尾町16-34)

特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院(熊本市佐土原一丁目8-33)

社会福祉法人くまもと福祉会 特別養護老人ホームたくまの里 (熊本市御領一丁目1 3 - 26

争議行為の概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合 員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

登載依頼

鹿本地域保健医療推進協議会公告第2号

平成22年度第2回鹿本地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年3月15日

鹿本地域保健医療推進協議会長

開催日時 1

平成23年3月17日(木) 午後2時から午後4時まで

場所

山鹿市山鹿1026-3

鹿本地域振興局 3階 大会議室

- 議題
- (1) 第5次鹿本地域保健医療計画について
- (2) 救急医療専門部会開催報告
- (3) その他
- 傍聴者の定員
 - 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 間い合わせ

山鹿市山鹿465-2

鹿本地域保健医療推進協議会事務局

(山鹿保健所総務企画課)

山鹿市山鹿465-2

(電話0968-44-4121)

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成22年度第2回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催 する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年3月15日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

開催日時

平成23年3月17日(木)午後1時20分から午後1時50分まで

開催場所

山鹿市山鹿1026-3

熊本県鹿本地域振興局 3階小会議室

- 3 議題
- (1) 鹿本地域病院群輪番制病院の平成23年度実施計画について
- (2) その他
- 傍聴者の定員
 - 10人
- 6 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。 (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先

山鹿市山鹿465-2

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

(熊本県山鹿保健所総務企画課内)

(電話0968-44-4121)

熊本県収用委員会公告第2号

公示による通知

熊本県玉名市立願寺字吉山原1556番の土地所有者

登記名義人(亡)殖田ミワ 上記相続人(亡)村上ミツ

上記相続人 存否不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通 知すべき下記書面は、当収用委員会事務局 (熊本県土木部用地対策課内) において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

平成23年3月4日付け熊収第83号の書面(一般国道208号改築工事(玉名バイパ ス・熊本県玉名市立願寺字松尾地内から同市岱明町開田字京塚地内まで)及びこれに伴う 市道付替工事に係る土地収用案件の審理開催通知書)

(注意)上記書面を受領しないときは、平成23年4月5日をもって書面の通知があっ たものとみなされます。

平成23年3月15日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月15日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊 本 県 人 事 委 員 会 規 則 第 7 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の任用に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を

次のように改正する。 第7条第1項中「熊本県公報に登載」を「熊本県ホームページ(「http://www.pref.ku mamoto.jp/」のドメイン名を有するファイルの総体をいう。)に掲載」に改める。 附則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月15日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11

号)の一部を次のように改正する。 別表第1警察の部警察本部の項中「刑事指導官」を「刑事指導官 広域捜査官」に改 める。

ο ο ο ΠΙ

条 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。 別表第1警察の部警察本部の項中「刑事調査官」を「検視官」に改める。

6 9

別表第2の2公安職給料表の表中

	5 性 6 種	60,300円	を
Γ			
	5 種	68,900円	
	6 種	60,300円	に
	7 種	51,600円	
			1

改める。

この規則は、平成23年3月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23 年4月1日から施行する。

熊本県病院局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定及び地方公営企業法 施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び 手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成23年3月15日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

- 委託の内容
- 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条に 規定する使用料及び手数料
- 委託の相手方

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

- 委託する日 3
 - 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 契約締結日

平成23年2月18日

熊本県文化財保護審議会公告第3号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成23年3月15日

熊本県文化財保護審議会

開催日時

平成23年3月23日(水)

午後2時30分から

開催場所 2

熊本県熊本市水前寺6-18-1

熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室

議題

- 文化財の県指定等について (1)
- (2)その他
- 傍聴者の定員
 - 5 人
- 傍聴手続 5

会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。

間い合わせ先

熊本県熊本市水前寺6-18-1

熊本県教育庁文化課

(電話096-333-2705)

熊本県公安委員会規則第3号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改 正する。

第3条第1項第3号イ中「第11条」の次に「及び令第27条」を加える。 別表第1の3一般国道208号の項中「立願寺字松尾1392番1」を「岱明町西照寺 字大浦659番2」に改める。

則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊 本 県 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号

熊本県暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県暴力団排除条例施行規則 (目的)

- この規則は、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下「条 第1条 例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする
- (暴力団密接関係者に係る熊本県公安委員会規則で定める使用人) 2条 条例第2条第4号ア及びイに規定する熊本県公安委員会規則で定める使用人は、 次に掲げる者をいう。
 - (1) 雇用関係において労務に服する者(単にその外形を有するのみである者を含む。 であって、条例第2条第4号アに規定する法人又は同号イに規定する個人の業務又は事業の一部又は全部を執行する権限を有すると認められるもの(役員を除く。)

(2) 前号に掲げる者の権限を代行し得ると認められる者

- (暴力団員がその事業活動を支配する者として熊本県公安委員会規則で定めるもの)
- 条例第2条第4号ウに規定する暴力団員がその事業活動を支配する者として熊本 第3条 県公安委員会規則で定めるものは、暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼすと認められる者をいう。 (誓約書提出の例外)
- 第 4 条 条例第13条第5項ただし書に規定する公安委員会規則で定める場合は、次に掲 げる場合とする
 - りる場合とする。 (1)契約の当事者間において、県が発注する1件の建設工事に係る基本契約又は基本契 約約款(建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第1項第4号から第14号 までに掲げる事項をその内容とするものをいう。アにおいて同じ。)の締結又は同意に基づき具体的な契約(同項第1号から第3号までに掲げる事項をその内容とするものをいう。イにおいて同じ。)を締結する場合であって、次に掲げるとき。ア 基本契約又は基本契約款が締結又は同意に際し誓約書を提出しているとき。

イ 具体的な契約の締結に際し誓約書を提出しているとき。 (2) 契約の当事者間において、県が発注する1件の建設工事に係る契約の締結に際し誓約書を提出している場合であって、当該契約の内容を変更するための契約を締結する 上き

(標章の様式)

- 第 5 条 条例第24条第1項に規定する標章の様式は、別記様式第1号のとおりとする。 (標章の掲示に係る申出方法等)
- 条例第24条第1項の規定による申出は、別記様式第2号の標章掲示申出書によ 同項に規定する標章を掲示しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由 第6条 して行わなければならない。
- 標章掲示申出書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない
 - (1) 条例第24条第1項に規定する特定接客業を営む者であることを示す書類
 - (2) 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類
 - (3) 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図
 - (4) 標章を掲示しようとする営業所の出入口の写真
 - (5) 申出者が個人である場合には、住民票(本籍が記載されているものに限るものとし、 日本国籍を有しない者にあっては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5 条第1項に規定する外国人登録証明書。次号において同じ。)の写し
 - (6) 申出者が法人である場合には、定款、 登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し (申出の内容に変更があった場合の届出等)
- 条例第24条第2項の規定により標章の掲示を受けた者は、前条の規定による申 出の内容に変更があったとき又は当該標章が滅失し、損傷し、若しくはその識別が困難になったときは、速やかに、別記様式第3号の申出内容変更等届出書を熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。 (立入りに対する措置命令の方法)
- 第8条条例第24条第4項の規定による命令は、別記様式第4号の立入中止命令書を送 達して行うものとする。ただし、緊急を要しこれを送達するいとまがない場合は、口頭で行うことができる。
- 前項の規定は、条例第33条の規定により警察署長が行う命令について準用する。 の場合において、同項中「別記様式第4号」とあるのは「別記様式第5号」と読み替え るものとする。
- 条例第24条第5項の規定による命令は、別記様式第6号の立入防止命令書を送達し て行うものとする。

(標章の除去に係る申出方法)

- 条例第24条第6項の規定による申出は、別記様式第7号の標章除去申出書によ同条第1項に規定する標章が掲示された営業所の所在地を管轄する警察署長を経由 第 9 条 り、同条第1頃に*加え*して行わなければならない。
- 第10条 条例第25条又は条例第27条の規定による申出は、別記様式第8号の援助申

出書により、当該申出をする者の住居地を管轄する警察署長を経由して行わなければな らない。

(通告の方法)

第11条 条例第25条の規定による通告は、別記様式第9号の通告書を送達して行うも のとする。

(調査の要求等)

- 条例第28条の規定による資料の提出又は説明の要求は、別記様式第10号の
- 資料提出・説明要求書を送達して行うものとする。 前項に規定する要求を受けた者は、公安委員会に対し、別記様式第11号の資料提出・ 説明書を提出しなければならない。ただし、口頭による説明のみを要求されたときは、 この限りでない。
- 第1項の規定による要求については、当該要求の日から、資料の提出又は書面による 説明にあっては当該提出又は当該説明すべき期間の末日まで、口頭による説明にあって は当該説明すべき日までに、それぞれ相当の期間をおくものとする
- 第1項に規定する要求を受けた者が当該要求に係る期間内に資料提出・説明書を提出 しなかったとき又は口頭による説明を行う期日に出頭しなかったときは、これを拒んだ ものとみなす

(口頭による説明の聴取)

- 13条 公安委員会は、条例第28条の規定により口頭による説明を要求したときは、熊本県警察本部長(第17条第1項及び第22条において「警察本部長」という。)が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。 前項の規定により口頭による説明を要求された者は、病気その他やむを得ない理由が 第13条
- あるときは、公安委員会に対し、別記様式第12号の説明期日等変更申出書によりその 期日又は場所の変更を申し出ることができる。
- 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の期日又は場 所を変更することができる。
- 公安委員会は、前項の規定により説明の期日若しくは場所を変更したとき又は第2項の規定による申出を受けた場合において説明の期日及び場所を変更しなかったときは、速やかに、そればを日頭による説明を要求した者に周知しなければならない。この場合 当該通知は、別記様式第13号の説明期日等決定通知書を送達して行うもの において、 とする。

(勧告の方法)

第14条 条例第29条の規定による勧告は、別記様式第14号の勧告書を送達して行う ものとする。

(事実の公表の方法及び内容)

- 15条 条例第30条の規定による公表は、熊本県公報への登載により行うものとする。 前項の公表の内容は、条例第30条の規定により公安委員会が公表をしようとする者 の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所 第15条
- 在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(意見陳述の機会の付与)

- 条例第31条の規定により意見を述べる機会を与えるときにおける通知は、別 第16条 記様式第15号の意見陳述通知書を送達して行うものとする。
- 条例第31条に規定する公表に係る者(以下この条において「公表に係る者」という。) は、公安委員会に対し、別記様式第16号の意見陳述書を提出することができる。ただ し、口頭による意見陳述の機会のみを与えられたときは、この限りでない。
- 公表に係る者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。 第1項の規定による通知については、当該通知の日から、意見陳述書の提出にあって は当該提出すべき期間の末日まで、口頭による意見陳述にあっては当該意見陳述すべき それぞれ相当な期間をおくものとする
- 公表に係る者が前項に規定する期間の末日までに意見陳述書を提出しなかったとき又 は同項に規定する意見陳述すべき日に出頭しなかったときは、意見がなかったものとみ なす。

(口頭による意見の聴取)

- 第17条 公安委員会は、条例第31条の規定により口頭による意見陳述の機会を与えたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。 2 前項の規定により口頭による意見陳述の機会を与えられた者は、病気その他やむを得
- おい理由があるときは、公安委員会に対し、別記様式第17号の意見陳述期日等変更申出書によりその期日又は場所の変更を申し出ることができる。 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見陳述の期日又
- は場所を変更することができる。
 公安委員会は、前項の規定により意見陳述の期日若しくは場所を変更したとき又は第 2項の規定による申出を受けた場合において意見陳述の期日及び場所を変更しなかった ときは、速やかに、その旨を口頭による意見陳述の機会を与えた者に通知しなければな この場合において、当該通知は、別記様式第18号の意見陳述期日等決定通知 書を送達して行うものとする。

(代理人の選任)

第18条 条例第28条の規定により資料の提出若しくは説明を要求された者又は条例第 31条の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下この条において「資料提出

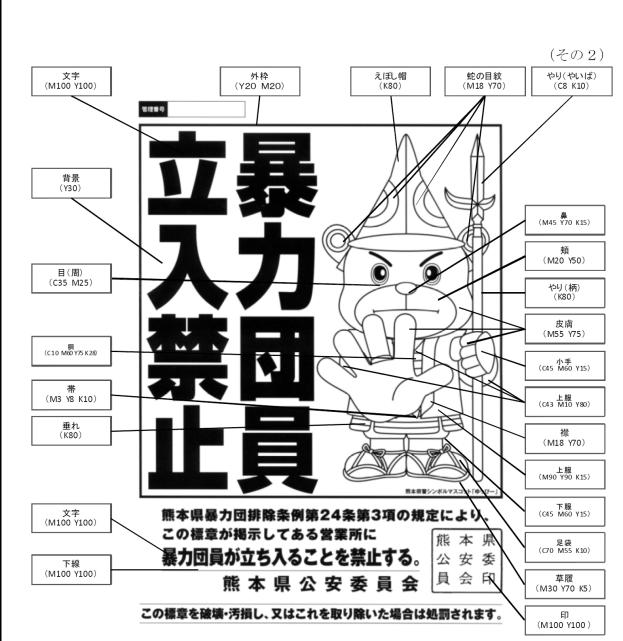
- 者等」という。)は、代理人を選任することができる。 前項に規定する代理人は、当該代理を委任した資料提出者等のために、資料の提出若 しくは説明又は意見陳述に関する一切の行為をすることができる。
- 資料提出者等は、第1項の規定により代理人を選任するときは、別記様式第19号の 代理人選任届出書を公安委員会に提出し、及び当該代理人の資格を証明しなければなら
- 資料提出者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、別 記様式第20号の代理人資格喪失届出書により、その旨を公安委員会に届け出なければ ならない。
- (書類の送達)
- 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類(以下「送達書類」 第19条 は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交 付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。) に送達するものとする。

(郵便又は信書便による送達)

- (20条 公安委員会は、郵便により送達書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。 公安委員会は、信書便により送達書類を発送する場合において必要があると認めると 第20条 るときは、
- きは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。
- 公安委員会は、郵便又は信書便により送達書類を発送した場合には、その書類の名称、 その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足 りる記録を作成しておくものとする。 (交付送達)
- 21条 交付送達は、警察職員が、送達書類を送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に対し、別記様式第21号の受領確認書を徴収するのと引換えに当該送達書 第21条 類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所にお いて交付するこ とができる。
- 警察職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める行為により、 前項の規定による交付送達に代えることができる。
 - (1) 送達すべき場所において送達書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 用人その他の従業者又は同居の者で当該書類の受領について相当のわきまえのあるも の(以下「使用人等」という。)に対し、受領確認書を徴収するのと引換えに当該書
 - 類を交付すること。 (2) 送達書類の送達を受けるべき者その他使用人等が送達すべき場所にいない場合又は これらの者が正当な理由なく当該書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に当該書 類を差し置くこと
- 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達をした場合について準用する の場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関す る法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その 書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又は差し置 いた」と読み替えるものとする。 (委任)
- 第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部 長が別に定める。 附 則
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から、 第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は同年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係) (その1) 182 管理番号 75 170 257 熊本県暴力団排除条例第24条第3項の規定により、 この標章が掲示してある営業所に 熊本県 暴力団員が立ち入ることを禁止する。 公安 委 熊本県公安委員会 員会印 この標章を破壊・汚損し、又はこれを取り除いた場合は処罰されます。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。



- 1 括弧内に示している色以外の部分の色は、黒色の部分は黒色、白色の部分は白色と する。
- 2 括弧内のアルファベットはカラー印刷をする場合におけるインクの4原色(Cは青、Mは赤、Yは黄色及びKは黒)を示し、括弧内の数字は掛け合わせる4原色の色濃度(単位は、パーセントとする。)を示す。

別記様式第	2	FJ-	(第	6	条関係)	
-------	---	-----	----	---	------	--

(表)

※受理年月日	※交付年月日	
※受理番号	※交付番号	

標章揭示申出書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住 所

氏 名

1

熊本県暴力団排除条例第24条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

	氏 名						
	生年月日		年	月	目生		
営業を営む者	住 所						000000000000000000000000000000000000000
	本 籍						
営業の種別							
営業所の名称							
	郵便番号	(-)				
営業所の所在地							
			電話番	号 (ocoopolois	and decided to the second seco)

- ※印欄には記入しないこと。
- 日本国民でない者は、本籍欄は国籍を記載すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
営業所の管理責任者	住 所	
	本 籍	
掲示する標章の枚数		枚
申出の理由		

- 1
- 日本国民でない者は、本籍欄は国籍を記載すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

阳洞北	第七篇	3 是	(館7	条関係)
2.3 J EE Co. 1	45 2 2 2 2 2	4.3 1.3	343	ACCEPTED 1

別記録式界3万(第7条	CIMITAN /													
	※受理年月	F						※交	寸年月日					
	※受理番	F)			•			※交	付番号					
,		. r				***			-4-					
	申出	内	容	変	史	等	届	出	書					
										年		月	日	
熊本県公安委員会	殿													
					住所	*								
					氏名							9)	
& 上 II I 上 口 小 人 人	f51+6-4=.44	1 EH 1 8/8:	~ /z	on H	마스타	r 1-	la	~*	ton t	2 × 10	en a	، ملت ال	l	
熊本県暴力団排除条	列飑行为	2.则弗	/ 采			in da	り、	Γā	とのと	20 U.	畑り	田よ	9 0	
				i	***************************************	······································	***************************************	***************************************	······································			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
		標章を	扫	示し	よう	とす	る。	とき	に申し	レ出た	上内名	容の変	変更	
届け出ようとする事項		標章か	ぶ滅り	夫又	は損	傷し	た。	こと	Ö					
		漂章の)識別	削が	困難	とな	:07	たこ	と。					
	***************************************			***************************************										
届 出 理 由														
	変	***********************	更			***************************************	前	変	***************************************	***************************************	更	***************************************	***************************************	後

変更があった内容														

- 1 ※印欄には記入しないこと。2 届け出ようとする事項欄は、該当する□に印を付けること。3 変更があった内容欄は、標章を掲示しようとするときに申し出た内容の変更に係る届出の場合にのみ、記入すること。4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号(第8条関係)

(表)

熊本県公安委員会達第 号

住所

氏名

年 月 日生

立入中止命令書

熊本県暴力団排除条例第24条第4項の規定により、下記のとおり命じます。

命令の内容	
命令をする理由	

年 月 日

熊本県公安委員会即

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(襄)

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部組織犯罪対策課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を独生として(訴訟において熊本県を代表する表は熊本県公安委員
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号(第8条関係)

(表)

熊本県 警察署達第 号

住所

氏名

年 月 日生

立入中止命令書

熊本県暴力団排除条例第24条第4項の規定により、下記のとおり命じます。

記

命令の内容	
命令をする理由	

年 月 日

厢 熊本県 警察署長

- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 1
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(襄)

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部組織犯罪対策課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 2 この処分の取消しの訴えば、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号(第8条関係)

(表)

熊本県公安委員会達第 号

住所

氏名

年 月 日生

立入防止命令書

熊本県暴力団排除条例第24条第5項の規定により、下記のとおり命じます。

記

命令の内容	
命令をする理由	

年 月 日

印 熊本県公安委員会

- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 1
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(襄)

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部組織犯罪対策課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を独生として(訴訟において熊本県を代表する表は熊本県公安委員
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号(第9条関係)

※受理年月日	***************************************	※受理番号	***************************************	※除去年月日	
		樗 資 8	余去申出		
		DX -1- D	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
熊本県公安	委員会 殿				
			住 所		
			氏 名		•
		*- *-*·			
熊本県暴力団	排除条例第 2	24条第6項		、下記のとおり	甲し出ます。
		оонновнасенноснасенноснасенн	ic in the second	10011100111001111011111011110011100111001111	MO OCTO GOTTO GOTT
営業の種別					
営業所の名称					
	郵便番号()		
営業所の所在地					
			電話番	<u> </u>	· · · · ·)
	氏 名				
	生年月日		Ŧ.	月 日生	
営業所の管理責任者	住 所				
	本 籍				
取り除く標章の番号					
申出の理由					
· 描老					

- 1 ※印欄には記入しないこと。 2 日本国民でない者は、本籍欄は国籍を記載すること。 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第10条関係)

	※受理年月日			маонаона	************	※受理	里番号			
熊本県警察本部長	配	援助	申	出				年	月	日
然不不言死不即及	<i>b</i> × ×			住所	又は	居所				
				氏		名				0
				連	絡	先電話	番号(50000	'राज्यात ')
熊本県暴力団排除条	例 第25	条]の	規定に	こよ	り援	助を受	けたい	いので、	下記	のとおり
申し出ます。										
			記							
援助を求めるに至っ た経緯 (内容)等										

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 法人その他の団体が申し出る場合は、住所又は居所にあってはその主たる事務所の 所在地を、氏名にあってはその名称及び代表者の氏名を、連絡先にあっては担当者の 氏名及び連絡先を、それぞれ記入すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第	9	号	(第	1	1	条関係)
-------	---	---	----	---	---	------

第 77

住所

氏名

年 月 日生

通告書

熊本県暴力団排除条例第25条の規定により、下記のとおり通告します。

記

通告の内容	
通告をする理由	

年 月 日

印 熊本県警察本部長

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙の記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号(第12条関係)

(表)

熊公委第 号

資料提出· 説明要求書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会

熊本県暴力団排除条例第28条の規定により、下記のとおり

資料の提出 書面又は口頭による説明 口頭による説明

を求めます。

äĽ

年 月 日

資料を提出し、又は書面

により説明すべき期間

口頭により説明す

べき期日及び場所

資料の提出又は

説明を求める理由

備考 資料の提出又は説明に際しての注意事項は裏面のとおりです。

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

資料の提出又は説明に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく資料の提出若しくは説明を拒んだ者又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行った者は、熊本県暴力団排除条例第29条第2項の規定により、勧告の対象となります。さらに、正当な理由がなくこの勧告に従わない者は、同条例第30条の規定により、その旨を公表する対象となります。
- 2 資料提出・説明書には、この要求書の文書番号及び日付を記入する必要があります。 なお、口頭のみによる説明を求められた場合は、資料提出・説明書の提出は必要あ りません。
- 3 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由により当該説明すべき期日又は場所に出頭できないときは、熊本県公安委員会に対し、説明期日等変更申出書によりそれらの変更を申し出ることができます。
- 4 代理人をして資料の提出又は説明を行わせることができます。その場合は、熊本県公安委員会に対し、この要求書の文書番号及び日付を記入した代理人選任届出書を提出する必要があります。
- 5 口頭により説明すべき期日に出頭する者は、この資料提出・説明要求書を持参してください。
- 6 その他
 - (1) 資料及び説明のための書面の提出先

郵便番号 862-8610

所 在 地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

宛 名 熊本県公安委員会 (熊本県警察本部組織犯罪対策課取扱い)

(2) 連絡先

電話番号 096-381-0110

担 当 係 熊本県警察本部組織犯罪対策課 係

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号(第12条関係)

	資料 提	出 •	説明				
					年	Я	日
熊本県公安委員会	改						
		住房	ř				
		氏名	i				•
熊本県暴力団排除条例施	i行規則第12 須	条第2項の 記	の規定に	より、下記	己のとお	り提出し	ンます 。
資料提出・説明要求書の日付及び文書番号		Ŧ	月	日付け熊	公委第	in the second	
提出資料又は説明の内容							

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第12号(第13条関係)

	説明	期日	等 変	更	申出		F 月	
熊本県公安委員会	殿					-1-1	一一月	H
			(1	所				
			氏	名				0
年月								われる口頭
による説明の [期 日]に 場 所]に	こついて	は、下記	己のとお	りやむ	rを得る	い理由が	あるの゛	で変更を申
し出ます。								
			記					
資料提出・説明要求書 の日付及び文書番号			年	月	日付	け熊公委	第一号	<u>.</u>
理 由								

- 1
- 不要の文字は、横線で消すこと。 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 2

別記様式第13号(第13条関係)

号 熊公委第

説明期日等決定通知書

年 月 目

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日に

において行うこととし

ていたロ頭による説明の $\left[\begin{array}{c} ext{期} & \textbf{日} \\ ext{場} & ext{所} \end{array} \right]$ を下記のとおり $\left[\begin{array}{c} ext{変} \, ext{፱} \, ext{寸} \, ext{ o} \\ ext{変更しない} \end{array} \right]$ 決定をしたので、通知 します。

記

資料提出·說明要求書 の日付及び文書番号

年 月 日付け熊公委第 号

	変	更		前	変	更	後
口頭による説明の期日		年	月	Ħ		K.	月 目
		時	分為	から		時	分から
	変	更		前	変	更	後
口頭による説明の場所							

- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第14号(第14条関係	別記	记様式	第	14	号	(第	14	条	関係	*
-----------------	----	-----	---	----	---	----	----	---	----	---

熊公委第 号

住所

氏名

年 月 日生

告 書 勧

第1項 第2項 の規定により、下記のとおり勧告します。

なお、正当な理由がなくこの勧告に従わないときは、その旨を公表することがありま すので、御承知ください。

記

勧告の内容		
勧告をする理由	第29条第1項	□ 第16条第2項違反 (不動産の譲渡等をしようとする者の責務) □ 第17条第2項違反 (不動産の譲渡等の代理等をする者の責務) □ 第19条第1項違反 (暴力団員等に対する金品等の供与の禁止) □ 第20条第1項違反 (暴力団員等が金品等の供与を受けることの禁止) □ 第20条第2項違反 (暴力団員等が事業者に金品等の供与をさせることの禁止)
	第29条 第2項	□ 第28条の規定による求めに対し正当な理由がなく資料の提出又は説明を拒んだこと。□ 第28条の規定による求めに対し虚偽の資料の提出又は説明を行ったこと。

年 月

> 熊本県公安委員会 FI

- 1
- 不要の文字は、横線で消すこと。 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 勧告をする理由欄は、該当する□に印を付けること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 2
- 3

知記	様式	笛	1.5	<u>F</u>	(第]	6	冬	盟係)

(表)

号 熊公委第

意見陳述通知書

年 月 Ħ

殿

熊

熊本県公安委員会 印

あなたに対し、熊本県暴力団排除条例第31条の規定による公表に係る意見陳述を、

書面又は口頭 下記のとおり により行うことを求めますので通知します。 П 頭

記

公表の原因となる事実	□ 第17条 □ 第19条 □ 第19条 □ 第20条 禁止)		建反(不動) 建反(暴力[建反(建反(基反(暴力[産の譲 団員等 団員等	渡等のに対す	代理等 る金品 司 上 事の供	とする者の をする者の 等の供与の に与を受ける こ 品等の供与)責務))禁止) ,ことの
	は説明を	拒んだこ の規定に	こと。				なく資料の 提出又は説	
予定される公表内容								
書面により意見 陳述すべき期間	年	月	日から		年	Я	日まで	
ロ頭により意見陳述 すべき期日及び場所			午	月				
1								

- 1.
- 不要の文字は、横線で消すこと。 公表の原因となる事実欄は、該当する□に印を付けること。 2
- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 3

(襄)

意見の陳述に際しての注意事項

- 意見陳述書には、この通知書の文書番号及び日付を記入する必要があります。 なお、口頭のみによる意見陳述を求められた場合は、意見陳述書の提出は必要あり ません。
- 意見陳述に当たり、証拠資料を提出することができます。 口頭による意見陳述を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない 理由により当該意見陳述すべき期日又は場所に出頭できないときは、熊本県公安委員 会に対し、意見陳述期日等変更申出書によりそれらの変更を申し出ることができま
- す。 4 代理人をして意見陳述を行わせることができます。その場合は、熊本県公安委員会 に対し、この通知書の文書番号及び日付を記入した代理人選任届出書を提出する必要 があります。
- 口頭により意見陳述すべき期日に出頭する者は、この意見陳述通知書を持参してく ださい。
- 6 その他
 - (1) 意見陳述のための書面及び証拠資料の提出先

郵便番号 862-8610

所 在 地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

名 熊本県公安委員会 (熊本県警察本部組織犯罪対策課取扱い) 宛

(2) 連絡先

電話番号 096-381-0110

担 当 係 熊本県警察本部組織犯罪対策課 係

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号(第16条関係)

				意,	見 陊	東述	書					
									年	月	E	ı
熊本県公安委	員会	殿										
						住所						
						氏名					Œ)
熊本県暴力団排	涂条的	別施行	規則第	第16	条第	第2項及	及び第3	項の規定	ミによ	り、	下記の	とお
り提出します。												
					i	2						
意見陳述通知書					年	月	日任に	ナ熊公委	笛	Ę.		
の日付及び文書番号					*1"	л	11111	八尺尺五女	প্রত	יטי		
公表の原因となる事実に対する意見												
証拠資料の有無		有り無し	()

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。2 証拠資料の有無欄は、該当する□に印を付けること。「有り」の□に印を付けたときは、括弧内にその内容を簡潔に記載すること。3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第17号(第17条関係)

意見陳述期日等変更申出書 年 月 日 熊本県公安委員会 殿 住所 氏名 1 年 月 日に において行われる口頭 を申し出ます。 記 意見陳述通知書 年 月 日付け熊公委第 号 の日付及び文書番号 理 曲

- 不要の文字は、横線で消すこと。 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第18号(第17条関係)

熊公委第 号

意見陳述期日等決定通知書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会

年 月 日に

において行うこととし

ていた口頭による意見陳述の $\begin{bmatrix} 期 & \mathbf{I} \\ \mathbf{J} \end{bmatrix}$ を下記のとおり $\begin{bmatrix} \mathbf{g} & \mathbf{g} & \mathbf{J} & \mathbf{J} \\ \mathbf{g} & \mathbf{g} & \mathbf{J} & \mathbf{J} \end{bmatrix}$ 決定をしたので、

通知します。

記

意見陳述書の日付及び文書番号		年	月	日付け熊公委第	号
	変	更	Ħ	変更	後
口頭による意見陳述の期日		年	月 日	年	月 日
		蚌	分から	時	分から
	変	更	前	変更	後
口頭による意見陳述の場所					

- 不要の文字は、横線で消すこと。 1
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第19号(第18条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

私は、熊本県暴力団排除条例施行規則第18条第1項の規定により下記のとおり代理人を選任し、 (資料の提出・説明) に関する一切の行為をすることを委任したので、私に代わって出頭させます。

記

代理人

住所

氏名 (歳)

職業

当事者との関係

- 1 代理人に対して資料の提出若しくは説明又は意見陳述に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第20号(第18条関係)

		1	代 理	人	省 格	喪	失 届	出	書				
熊本リ	県公安委員	会 属	数							年	月		
						住所							
						氏名							(1)
私の代理	里人はその	資格。	を失っ	たので	、熊	本県暴	:力団打	非除	条例	施行規則	第 1	8条	第4項
の規定によ	より下記の	とおり	届け	出ます。	a								
						記							
又は意見	・説明要3 見陳述通気 なび文書る	書事				年	月		付け	熊公委領		Ą	
代理権	喪失の原	图 因		委任の! 委任者 委任者 代理人 その他	又は化又は化が後	大理人	が破済	巨手網	売開め	台の決定	を受り	ナたこ	こと。
			郵便	番号(шш)					
	住	所				*	話番	号(70000000	.0000000)
代理人	氏	名											
	職	業											
	委任者との	関係											

- 代理権喪失の原因欄は、該当する口に印を付けること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第21号(第21条関係)

受領確認書

送達を受けるべき者

に対する送達書類

年 月 日付け

第 号) については、

年 月 日午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名 **(II)**

送達を受けるべき者との関係

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

熊 本 県 公 安 委 員 会 規 則 第 5 号

熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則を次 のように定める。

平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗

熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則

目次

第1章 総則(第1条)

第 2 章

主宰者(第2条-第8条)代理人、補佐人、参考人等(第9条-第13条) 第3章

意見聴取準備のための手続(第14条-第17条) 第 4 章

意見聴取 第5章

意見聴取の進行(第18条-第26条) 第1節

意見聴取の会場における秩序の維持(第27条-第30条)

証拠調べ(第31条-第39条) 第3節

第4節 意見聴取調書(第40条・第41条)

雑則 (第42条-第44条) 第6章

附則

第1章 総則

- (定義) 1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める 第1条 この規則ところによる。
 - (1) 当事者 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。)第32条第1項に規定する命令(以下「命令」という。)に係る者をいう。
 - (2) 代理人 当事者の委任を受け当事者に代わって条例第32条第1項に規定する意見 聴取(以下「意見聴取」という。)に出頭し、当事者のために意見聴取に関する一切
 - の手続をすることができる者をいう。)補佐人 意見聴取において当事者又はその代理人が意見を述べ、かつ、有利な証拠 を提出することについて当事者又はその代理人を補佐する者をいう。
 -)参考人 意見聴取において、意見聴取に係る事案に関する専門的事項、当該事案の事実関係等について証言する者であって、前3号に掲げる者以外のものをいう。

(主宰者)

- 第2条
- (2条 意見聴取は、熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が主宰する。 公安委員会は、必要があると認めるときは、公安委員会が指名する公安委員(以下「指 名公安委員」という。)又は次条の意見聴取官に意見聴取を主宰させることができる。 ただし、命令をしようとする理由に重大な争点があると認める事案に係る意見聴取につ いては、意見聴取官に主宰させることができない。 (意見聴取官)
- 第3条 意見聴取官は、意見聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、 かつ、公正な判断をすることができると認められる熊本県警察の職員(以下「職員」と いう。)で警視以上の階級にある警察官(これに相当する職にある職員を含む。)のう ちから熊本県警察本部長が指名する
- 意見聴取官は、前条第2項本文の規定により意見聴取を主宰し、並びに公安委員会又は指名公安委員が主宰する意見聴取について公安委員会から求められた場合にはこれに陪席して主宰者を補佐し、及び意見聴取に関し公安委員会から命ぜられた事務を処理す るものとする。
- (除斥事由) 第4条 主宰者(公安委員会が主宰者である場合にあっては、出席する公安委員。以下こ の条、次条第1項及び第6条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するとき は、その職務の執行から除斥される
 - (1) 主宰者が当事者若しくはその代理人又は補佐人であるとき又はあったとき。

 - (2) 主宰者が当事者の4親等内の親族であるとき又はあったとき。 (3) 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督 人であるとき。(4) 主宰者が事案について参考人となったとき。

(忌避の申出)

- 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し、意見聴取の審 理の公正を妨げるおそれがあるときは、主宰者の忌避(第27条第3号を除き、以下「忌 避」という。)を申し出ることができる。
 - (1) 主宰者が事案の関係人(条例第24条第3項の規定に違反する行為の相手方をいう。 次号及び第3号において同じ。)であるとき。 (2) 主宰者が事案の関係人の4親等内の親族であるとき又はあったとき。

 - (3) 主宰者が事案の関係人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補 助監督人であるとき
- 前項の規定により忌避の申出をしようとする者は、理由を明らかにして申し出なけれ ばならない。

(忌避の申出の時期)

- 6条 当事者又はその代理人が第19条第2項の規定により意見の陳述をしたときは、 忌避を申し出ることはできない。ただし、忌避の原因を知らなかったとき又は忌避の原 第6条 因がその後に生じたときは、この限りでない。 (手続の停止)
- 7条 主宰者は、忌避の申出があったときは、手続を停止するものとする。ただし、当該申出が手続を遅延させる目的のみで行われたことが明らかであると認められる場合そ の他忌避の申出に理由がないと明らかに認められる場合であって、主宰者がこれを却下 したときは、この限りでない。 (忌避の申出についての措置)
- 公安委員会は、忌避の申出があったときは、直ちに、これを審査しなければなら 第8条 ない。
- 忌避の申出に係る公安委員は、前項の審査の議決に関与することができない。ただし、 意見を述べることを妨げない。
- 公安委員会は、忌避の申出に理由があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に従 い、それぞれ当該各号に定める措置を執らなければならない。
 - (1) 公安委員会が主宰者である場合における意見聴取に出席する公安委員 その公安委 員を主宰者の職務の執行から除斥すること。

熊

本

(2) 指名公安委員 その指名公安委員の指名を取り消すこと。 (3) 意見聴取官 その意見聴取官を交代させること。 第3章 代理人、補佐人、参考人等

(代理人)

- 当事者は、意見聴取に代理人を出頭させようとするときは、意見聴取の期日まで 当該代理人の氏名、住所及び当事者との関係を記載した別記様式第1号の代理人選 に、当該代理人の氏名、任所及び当事者との関係を記載した別記様式第1号の代理人選任届出書を公安委員会に提出しなければならない。ただし、第23条第1項の規定により意見聴取が続行される場合において、次回の期日において行う意見聴取に引き続き出頭させようとする代理人については、この限りでない。 前項の代理人選任届出書には、当事者が当該代理人に対して当事者のために意見聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付しなければならない。
- (補佐人)
- 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の各号に掲げる 第10条 意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、補佐人の氏名、住所、当事 者との関係及び補佐する事項を記載した申請書を主宰者に提出してその許可を受けなけ ればならない。ただし、第2号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であって
 - 既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。 (1) 第14条第1項の規定により通知された期日において行う意見聴取(第16条第2 項の規定による変更後の期日において行う意見聴取を含む。次号において同じ。) 該通知された期日前4日
 - (2) 第23条第2項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知され た期日前4日以内で主宰者が定める日
- 主宰者は、前項の許可をしたときは、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者 に対し書面により通知するものとする。
- 補佐人は、第1項の許可があった場合には、当事者又はその代理人とともに意見聴取 に出席し、意見を述べ、その他必要な補佐をすることができる。
- 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述した ものとみなす
- 第11条 主宰者は、当事者が事案について必要な陳述をすることができないと認めるときは、相当のわきまえのある者を補佐人として付き添わせることを勧告することができ る。 (参考人)
- 第12条 主宰者は、当事者の申出により又は職権で、意見聴取に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者、意見聴取に係る事案に関係する者その他適当と認める者に対し、参考人として意見聴取への出席を求めることができる。
- 当事者は、前項の申出をしようとするときは、第10条第1項各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、参考人として意見聴取への出席を求める者の氏名、住所及び証言の要旨を記載した申出書を主宰者に提出しなければならな
- 主宰者は、前項の申出に係る者を参考人として意見聴取への出席を求める場合には、 意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。 (立会警察職員)
- 第13条 主宰者は、必要があると認めるときは、意見聴取に係る事案の処理に関する事 務を取り扱う職員に対し、立会警察職員として意見聴取に出席させ、及び命令をしよう とする理由その他必要な事項について説明をさせることができる。 第4章 意見聴取準備のための手続

(意見聴取の通知)

- 意見聴取に係る条例第32条第2項の規定による通知は、別記様式第2号の意 第14条 見聴取通知書を送達して行う。
- 前項の意見聴取通知書には、次に掲げる事項を記載して教示するものとする。

- (1) 意見聴取に出頭しなかった場合の措置
- (2) 代理人を選任することができる旨
- (3) 意見聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することがで きる旨
- 第1項の通知は、意見聴取の期日の7日前までにしなければならない。

(意見聴取の公示)

- 条例第32条第2項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行わ 第15条 なければならない。
- 前条第3項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

(意見聴取の期日及び場所の変更)

- 第14条第1項の通知を受けた者(第23条第2項の通知を受けた者を含む。) は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、別記様式第3 号の意見聴取期日(場所)変更申出書により、意見聴取の期日又は場所の変更を申し出 ることができる。
- 公安委員会は、前項の申出により又は職権で、意見聴取の期日又は場所を変更するこ とができる。
- 公安委員会は、前項の規定により意見聴取の期日又は場所を変更したときは、その旨を別記様式第4号の意見聴取期日(場所)変更通知書により当事者に通知するとともに、 公示しなければならない。
- 前条第1項の規定は、前項に規定する公示について準用する。 (陳述書)
- 第17条 主宰者は、意見聴取を効率的に行うため必要があると認める場合において、当事者の同意があるときは、意見聴取の期日に先立ち、当事者に対し、事案についての意見を陳述した書画で次項において「陳述書」という。)の提出を掲載してきる。
- 当事者は、意見聴取の期日に先立ち、主宰者に対し、陳述書を提出することができる。 第5章 意見聴取 第1節 意見聴取の進行 (意見聴取の方法)

第18条 意見聴取は、口頭により行う。

(冒頭手続)

- 19条 主宰者は、意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に対し、命令をしようとする理由を告げなければならない。 第19条
- 当事者又はその代理人は、前項の規定により告げられた理由に関し、意見を述べるこ とができる。

(証拠調べ)

- 第20条 主宰者は、前条の手続が終わった後に、証拠調べを行うものとする。 2 証拠調べは、第38条に規定する場合を除き、意見聴取の期日に行わなければならな 11

(釈明)

- 第21条 主宰者は、必要があると認めるときは、事実上及び法律上の事項に関し、当事 者又はその代理人に対し、問いを発し、又は立証を促すことができる。 (意見聴取における発言等)
- 意見聴取においては、当事者、代理人、補佐人、参考人及び第13条に規定す る立会警察職員に限り、意見の陳述、証言、説明その他の発言をすることができる。
- 前項の規定により発言することができる者は、意見聴取において発言しようとすると 主宰者の許可を受けなければならない。
- 主宰者は、前項に規定する許可を受けて意見聴取において発言する者が事案の範囲を超えて発言するとき、その他意見聴取における審理の適正な進行を図るため必要がある と認めるときは、 その発言を制限することができる。 (意見聴取の続行)
- 主宰者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに意見聴取の期日及び 場所を定めて意見聴取を続行するものとする。
 - (1) 天災、当事者又はその代理人の病気その他のやむを得ない理由により意見聴取を中断したとき。
 - (2) 期日において行われた意見聴取では命令をするかどうかについての決定をするに熟 さないと認めるとき。
- 前項の規定により定めた意見聴取の期日及び場所については、別記様式第5号の意見聴取続行通知書を送達することにより当事者に通知するとともに、公示しなければならない。ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、当事者への 通知については、意見聴取続行通知書の送達に代えて、これらの事項を口頭で告げれば 足りる。
- 第15条第1項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

(意見聴取の終結)

- 第24条 主宰者は、前条第1項第2号に規定する決定をするに熟すると認めるときは、 意見聴取を終結する。
- 前項の規定にかかわらず、主宰者は、当事者又はその代理人が主宰者の問いに答えず その他意見を述べ有利な証拠を提出する機会を放棄したと認められるとき、又は第30 条の規定により退場を命ぜられたときは、意見聴取を終結することができる。

(意見聴取の状況の報告)

- 25条 指名公安委員又は意見聴取官が意見聴取を主宰した場合には、これらの者は、 意見聴取(第23条第1項の規定により意見聴取を続行した場合にあっては、それぞれ の期日における意見聴取をいう。以下この条及び第40条第1項において同じ。)の終 了後速やかに、同項の規定により作成した意見聴取調書を公安委員会に提出し、意見聴取の状況を報告しなければならない。
 - (非公開とする場合の手続)
- 第26条 主宰者は、条例第32条第1項ただし書の規定により意見聴取を公開しないこ ととする場合は傍聴人にその旨を理由とともに告げて退場を命じ、公開しないこととする事由がなくなり再び公開すべき場合はその旨を告げて傍聴人を入場させるものとする。 第2節 意見聴取の会場における秩序の維持 (傍聴についての措置)
- 27条 主宰者は、意見聴取の会場における秩序を維持するために必要があると認めるときは、職員をして次に掲げる措置をとらせるものとする。 (1) 意見聴取の会場における傍聴席の数に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者以 第27条
 - 外の者の入場を禁ずること。
 - (2) 傍聴人の被服若しくは所持品を検査し、又は危険物、拡声器その他意見聴取の会場
 - に持ち込むことが適当でないと認める物の持込みを禁ずること。 (3) 前号の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号の禁止に従わない者又は意見聴取における主宰者の職務執行を妨げ、その他不当な行状をすると疑うに足りる顕著な事情が認められる者の入場を禁ずること。 (指示等)
- 28条 主宰者は、傍聴人の意見聴取の会場への入場又は退場に際し、職員をして傍聴人に対し意見聴取の秩序を維持するために必要な指示をさせるものとする。 第28条
- 主宰者は、意見聴取の会場における秩序を維持するため、傍聴人に対し、次に掲げる 事項の遵守を求めるものとする。
 - (1) 静粛に議事を聴く
 - 、 上〒日の息兄聰取の指揮を妨害すること、意見聴取において発言する者の発言を妨害すること等により意見聴取の進行を妨げないこと。 (3) 不当な行状をしないこと。 (4) みだりに自席を離れないこと。 (5) 主宰者の指示に従うこと

 - (5) 主宰者の指示に従うこと。

(準用規定)

- 第29条 第27条 (第2号に限る。)及び前条の規定は、第22条第1項の規定により発言することができる者について準用する。この場合において、第27条第2号及び前条中「傍聴人」とあるのは「第22条第1項の規定により発言することができる者」と ポート 読み替えるものとする。
 - (指示に従わない者等に対する措置)
- 第30条 主宰者は、第28条第1項(前条において準用する場合を含む。)の指示に従 わず、又は同条第2項(前条において準用する場合を含む。)各号に掲げる事項を遵守 しない者に対し、退場その他の必要な事項を命ずることができる。 第3節 証拠調べ

(証拠書類等の提出)

- 当事者又はその代理人は、主宰者に対し、証拠書類又は証拠物を提出すること 第31条 ができる。この場合において、証拠書類又は証拠物及びそれらの内容と証明しようとす る事実との関係を具体的に明らかにしなければならない。 (物件の提出要求)
- 第32条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、書類その他の 物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。 (参考人の証言)
- 第33条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、参考人に証言 をさせることができる。 (鑑定)
- 34条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、適当と認める者に鑑定を求めることができる。 第34条 (検証)
- 第35条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、検証をするこ とができる。 (証拠調べの申出の方式)
- 第32条から前条までの規定により証拠調べを申し出ようとするときは、証拠 及びその内容と証明しようとする事実との関係を具体的に明らかにして行わなければな らない

(証拠調べの申出の却下)

- 37条 主宰者は、第32条から第35条までに規定する申出が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申出を却下することができる。
 - (1) 証拠調べの申出が前条に定める方式によらないとき。
 - (2) 申出に係る証拠調べが必要と認められないとき
 - 証拠調べの申出が当事者又はその代理人の故意又は重大な過失により時機に後れた

ため、これを行う場合には意見聴取の終結が遅延すると認めるとき。 (意見聴取期日外における証拠調べ)

- 第38条 主宰者は、意見聴取における審理の適正な進行を図るため必要があると認める ときは、意見聴取の期日外において、第33条の規定により参考人に証言をさせ、又は 第35条の規定により検証をすることができる。この場合において、公安委員会が主宰 者であるときは、その指名する公安委員又は意見聴取官にこれらの証拠調べを行わせる ことができる
- 前項の証拠調べを行おうとするときは、主宰者は、あらかじめ、その日時及び場所を当事者に書面により通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。ただし、当 事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、これらの事項を口頭で告げれ ば足りる。
- 第1項の証拠調べを行った主宰者(同項後段の規定により公安委員又は意見聴取官に証拠調べを行わせた場合にあっては、これらの者)は、証拠調べの終了後、次に掲げる 事項を記載した別記様式第6号の証拠調べ調書を速やかに作成し、これに記名押印しな ければならない。
 - (1) 事案の件名
 - (2) 証拠調べを行った日時及び場所
 - (3) 証拠調べを行った者(公安委員会が証拠調べを行った場合にあっては、これに加わ った公安委員)の職名及び氏名
 - (4) 証拠調べに立ち会った者の氏名及び住所 (5) 参考人の証言の要旨又は検証の概況
- 第25条の規定は公安委員又は意見聴取官(これらの者が主宰者である場合を含む。) が第1項の証拠調べを行った場合について、第40条第2項及び第41条の規定は前項の規定により作成された証拠調べ調書について、それぞれ準用する。この場合において、第25条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは「第38条第3項の 規定により作成した証拠調べ調書」と読み替えるものとする。
- (証拠書類等の提出を受けた場合の手続) 39条 主宰者は、第31条の規定による証拠書類若しくは証拠物又は第32条の規定による物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第7号の提出物 第39条 目録を作成しなければならない。
 - (1) 事案の件名
 - (2) 提出を受けた年月日
 - (3) 提出をした者の氏名及び住所
 - (4) 提出を受けた証拠書類若しくは証拠物件又は物件(以下この条において「証拠書類 等」という。) の標目並びに所有者の氏名及び住所
- 主宰者は、前項の規定により提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目
- 録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。 主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出 した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記 様式第8号の還付請書と引替えに行わなければならない。 意見聴取調書 第4節

(意見聴取調書の作成)

- 40条 主宰者は、意見聴取の終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第9号の意見聴取調書を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。
 - (1) 事案の件名
 - (2) 意見聴取の期日及び場所
 - (3) 主宰者(公安委員会が主宰者である場合にあっては、出席した公安委員)の職名及 び氏名
 - (4) 出席した当事者又はその代理人、補佐人及び参考人の氏名及び住所
 - (5) 意見聴取の進行の要領
 - (6)当事者又はその代理人の第19条第2項の規定による意見の陳述その他の発言の要
 - (7)提出された証拠の標目及びその証拠調べの有無並びに証拠調べを行った証拠の内容
 - (8) 参考人の証言の要旨
 - (9) 検証の概況
- (10)意見聴取を公開しないこととした場合には、その旨及びその理由 意見聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調 書の一部とすることができる。 (意見聴取調書の閲覧)
- 当事者又はその代理人は、前条第1項の規定により作成された意見聴取調書を 第41条 閲覧することができる。

第6章 雑則 (意見聴取の公示に伴う措置)

第42条 公安委員会は、第15条第1項に規定する公示又は第16条第3項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。)若しくは第23条第2項の規定による公示をした場合においては、事案の件名並びに当事者の氏名及び住所を記載した書類を作成し、 一般の閲覧に供するものとする。

(意見聴取の再開)

- 543条 公安委員会は、意見聴取が終結した後において、命令を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことができる。 前項の規定により改めて意見聴取を行う場合には、意見聴取の期日及び場所を当事者 に通知するとともに、これらの事項を公示しなければならない。 前項に定めるもののほか、第1項の意見聴取の手続については、前各章及び前条に定 第43条
- めるところによる。

(書類の送達)

- 第44条 公安委員会が第14条第1項及び第23条第2項の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所以は居所(事務所及び事業の欠害など。)に送達するものなり、
- 熊本県暴力団排除条例施行規則(平成23年熊本県公安委員会規則第4号)第20条 及び第21条の規定は、前項の規定により送達する書類について準用する。
 - この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

代理人選任届出書

年 月 目

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

1

年 月 日に

において行われる

意見聴取については、下記の者を代理人に選任したので、私に代わって出頭させます。

配

代理人

住所

氏名

(歳)

職業

当事者との関係

- 1 代理人に対して意見聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付すること。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第14条関係)

熊公委第 4

意見聴取通知書

年 月 H

殿

刖 熊本県公安委員会

あなたに対し、熊本県暴力団排除条例第24条第5項の規定による命令に係る同条例 第32条第1項の意見聴取を、下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。

БC

意	見	聴	取	Ø	拊扎	
意	見	聪	取	Ø	場	所
命	令 を	しょ	5	とす	る 担	I

意見聴取に際しての留意事項

- あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで命令をすることがあります。 あなたが代理人を意見聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見 聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、事案について意見を述べ、かつ、 有利な証拠を提出することができます。

- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 1
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号(第16条関係)

変更申出書場所 意見聴取

年 月 H

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

0

年 月 日に

において行われる意見

期 目 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ま 場 所 聴取の す。

記

意 見 聴 取 の 件 名

理

由

- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 不要の文字は、横線で消すこと。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2

別記様式第4号(第16条関係)

熊公委第 号

意見聴取期日変更通知書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会
即

年 月 日付け熊公委第 号で通知した意見聴取の 期 日 場 所 を下記の

とおり変更したので通知します。

記

意見聴取の件名

							変更		前	変更	後
意	見	聴	取	の	期	Ħ	年	月	Ħ	年	月 目
							時	分	から	時	分から
							1				
							変更	***********************************	前	変 更	後
意	見	聴	取	Ø	場	所					

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号(第23条関係)

57

意見聴取続行通知書

年 月 日

殿

(1)

年 月 日に

において

行った意見聴取を下記のとおり続行するので通知します。

記

意	見	聴	取	の	期	Ħ	年	月	時	分から
意	見	聴	取	の	場	所				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記	様式第	6 号	(第3	8	条関	係)

証拠調べ調書		第	무
	年	月	Ħ
			1
事 案 の 件 名			
証拠調べを行った日時			
証拠調べを行った場所			
証拠調べに立ち会った者の 氏 名 及 び 住 所			
参考人の証言の要旨 又は検証の概要			

- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7旦 (第30条関係)

ou all tak.	八牙	91万	(牙)	3 O B	くり美力	ポ /													
							提	出	物	目	録	t t							
																年	月		日
																			(1)
熊本	、県	暴力団	排	涂条例	第3	2条	第 5 -	項の	り規定	主に	基一	づく	意見	.聴』	取の	実施	に関	する	る規則第
3 1 条	又	は第3	2 🖠	条の規	定に	より	提出	者が	提出	Hし	たて	下記	目録	:の4	物件	を受	:領し	た。	
									ä۲										
#	案	Ø)		(4=	名														
提		氏			名	-													
出 者		住			所														
提出	を	受け	た	年月	Ħ							4	-di 		月		Ħ		
	*****************			***************************************						***************************************	録			***************************************					
番号		標				数	大量			所	有者	音の	氏名	及で	び住	所			備考
取扱	者	官職	ŧ					氏	名									(1)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第39条関係)

還付請書

年 月 日

殿

住所

氏名

(1)

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

				録	
番号	標	<u> </u>	数量	所有者の氏名及び住所	備考
10000000000000000000000000000000000000					

***					**************************************
**************************************					**************************************
					** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **

					*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **

取扱者	官職			氏名	0
4X1X13	日和以			八石	(I)

- 目録欄の記載は、取扱者において行うこと。 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号(第40条関係)

(表)

							意	見	聴	取	調	書			第	<u> </u>
													4	ingundi correct al accet	月	
																•
事	穿	\$	の	1	#-	名										
意	見	聴	取	の	期	Ħ										
意	見	聴	取	Ø	場	所										
(事者代名	[] 人	. * /	補化	左 人	0)										
参	考人	の	氏名	及	び住	所										
意(場	見職品公合	したは	の公ないこ	開ことの	のと出	無た)										

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。2 意見聴取を公開しないこととした場合における非公開に係る部分の意見聴取書については別とじで作成すること。3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(襄)

意見聴取の進行要領

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 2 意見聴取を公開しないこととした場合における非公開に係る部分の意見聴取書については別とじで作成すること。 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

熊 本 県 公 安 委 員 会 規 則 第 6 号

熊本県暴力団排除条例第33条に規定する熊本県公安委員会の事務の警察署長への委任 に関する規則を次のように定める。

平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県暴力団排除条例第33条に規定する熊本県公安委員会の事務の警察署長への委任に関する規則

熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第24条第4項の規定による命令に関する事務は、警察署長に委任する。

附則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

熊

熊本県公安委員会告示第5号

熊本県公安委員会が行う聴聞、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第5条第2項及び第34条第2項(同法第35条第5項において準用する場合を含む。)並びに熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第32条の規定に基づく意見聴取(1及び附則において「意見聴取」という。)並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所を次のように定める

び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所を次のように定める。 なお、平成6年9月19日熊本県公安委員会告示第11号(熊本県公安委員会が行う聴聞、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条第2項の規定に基づく意見聴取及び道路交通法第104条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する熊本県公安委員会の掲示板の場所)は廃止する。

平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

1 聴聞 (2 に掲げるものを除く。)及び意見聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の 掲示板の場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部の熊本県公安委員会掲示板

2 道路交通法第104条の2第2項の規定に基づく聴聞及び同法第104条第1項の規 定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所

菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

熊本県運転免許センター前の熊本県公安委員会掲示板

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、意見聴取(熊本県暴力団排除条例第32条の規定に基づくものに限る。)に係る規定については、平成23年7月1日から施行する。